

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

8長地環第5-5号

令和8年（2026年）5月21日

長野県長野地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	○
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書(写)	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容								
氏名及び住所	株式会社市川商会 代表取締役 市川真一 長野県中野市大字越 1236 番地								
申請の区分（Ⅰ）	産業廃棄物処理施設の変更許可								
条例第39条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字深沢字別新田 579 番ほか							
	② 廃棄物の処理施設の種類	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定する木くずの破砕施設（移動式兼用）							
	③ 処理を行う廃棄物の種類	・ 破砕する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。							
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	222.4t/日（27.8t/h：8時間稼働）							
	⑤ 変更の概要（変更許可等の場合）	<table border="1"><thead><tr><th>新</th><th>旧</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) 廃棄物の処理施設の設置の場所 中野市大字深沢字別新田 579 番ほか</td><td>(1) 廃棄物の処理施設の設置の場所 中野市大字深沢字別新田 577 番</td></tr><tr><td>(2) 処理施設の型式・構造 株式会社諸岡 MC-4000</td><td>(2) 処理施設の型式・構造 株式会社小松製作所 BR120T</td></tr><tr><td>(3) 処理能力 222.4t/日 (27.8t/h：8時間稼働)</td><td>(3) 処理能力 348.8t/日 (43.6t/h：8時間稼働)</td></tr></tbody></table>	新	旧	(1) 廃棄物の処理施設の設置の場所 中野市大字深沢字別新田 579 番ほか	(1) 廃棄物の処理施設の設置の場所 中野市大字深沢字別新田 577 番	(2) 処理施設の型式・構造 株式会社諸岡 MC-4000	(2) 処理施設の型式・構造 株式会社小松製作所 BR120T	(3) 処理能力 222.4t/日 (27.8t/h：8時間稼働)
新	旧								
(1) 廃棄物の処理施設の設置の場所 中野市大字深沢字別新田 579 番ほか	(1) 廃棄物の処理施設の設置の場所 中野市大字深沢字別新田 577 番								
(2) 処理施設の型式・構造 株式会社諸岡 MC-4000	(2) 処理施設の型式・構造 株式会社小松製作所 BR120T								
(3) 処理能力 222.4t/日 (27.8t/h：8時間稼働)	(3) 処理能力 348.8t/日 (43.6t/h：8時間稼働)								

条例第39条	⑩対象周辺地域の範囲	中野市深沢区、越区 下高井郡山ノ内町夜間瀬宇木区
	⑪対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲	・中野市長、山ノ内町長 ・対象周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・対象周辺地域で農業、林業又は漁業を営む者
	⑫事業計画書の閲覧場所、期間及び日時	(場所) 株式会社市川商会 本社事務所内 長野県中野市大字越 1236 (期間) 事業計画協議終了まで(土日・祝日を除く) (時間) 午前8時から午後5時まで
	⑬対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和8年6月4日(木)午後5時から 令和8年6月11日(木)午後5時から (場所) 深沢コミュニティセンター 中野市大字深沢 18-1
関係図書 の 縦覧	縦覧に供する場所	長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課
	縦覧期間	事業計画協議終了まで (土日・祝日その他の県の休日を除く。)
	縦覧時間	午前8時30分～午後5時

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第41条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○事業計画について	17号	提出期限 令和8年7月11日(土) 提出先 〒383-0005 長野県中野市大字越 1236 番地 株式会社市川商会 (意見書の写しを地域振興局にも送付できます) 写し送付先 〒381-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・提出書類はいずれも日本産業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。